

広島県告示第三百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、北広島町長から届出があった。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

		上		欄	
志路原	大字	山	林	部	欄
平家	字				
二八六の二、二八六の三、二八六の二 地先から字横道三五三の一地先までの 水路全部		地	番		
志路原	大字	耕	地	部	欄
横道	字				
		下		欄	